久喜市議会 平成27年6月定例会 議員提出追加議案

議 案 目 録

意見第3号	地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書 ・・・・	1
意見第4号	認知症への取り組みの充実強化に関する意見書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
意見第5号	「戦争法」制定に反対する意見書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
意見第6号	労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書・・・・・・	7

意見第3号

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年6月18日

提出者 久喜市議会議員 戸ヶ﨑 博

賛成者 久喜市議会議員 平 沢 健一郎 岡 崎 克 巳

久喜市議会議長 井上忠昭 様

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部 を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて 具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、 全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が 多くみられる。

さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなど の事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを 行うよう強く要請する。

記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ど も等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検 討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケ ア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から 子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

内閣総理大臣厚生労働大臣財務大臣総務大臣

意見第4号

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年6月18日

提出者 久喜市議会議員 斉 藤 広 子

 賛成者
 久喜市議会議員

 岸
 輝
 美

 矢
 崎
 康

久喜市議会議長 井上忠昭 様

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認されました。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、 認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組 みが注目されています。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略 いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」 を目指すこととしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところであります。

よって、政府においては下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望致します。

記

1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学

校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法(仮称)」を早期に制定すること。

- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、 訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に 組み入れること。
- 3 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より 配慮を要する方々へのサービスの好事例(サロン設置、買物弱者への支援等)を広く 周知すること。
- 4 認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン) の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久 喜 市 議 会

内閣総理大臣 厚生労働大臣

意見第5号

「戦争法」制定に反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年6月18日

提出者 久喜市議会議員

杉 野 修

川辺美信

田 中 勝

久喜市議会議長 井上忠昭 様

「戦争法」制定に反対する意見書

政府は第189回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の 2法案を提出した。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できる ようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能と するための自衛隊法改正案など10法案を一括したものである。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の武力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものである。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための「戦争法案」と言うべきものである。

その内容は、第1に、イラク戦争など米国などが起こした戦争の「戦闘地域」まで自衛隊が行って「後方支援」を行うこと、第2に、PKO法改正で形式上「停戦合意」がなされていても戦乱が続く地域で、自衛隊が武器を使った「任務遂行活動」や「治安維持活動」を行うこと、第3に、日本がどの国からも攻撃を受けていないのに、集団的自衛権を行使して米国の戦争に参戦する危険があること、などであり、これまで歴代政府が憲法9条の下では「できない」としていた解釈を変え、海外での戦争に踏み出すことになるもので、事実上現行憲法を壊すものである。

政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が 国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や 他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。今回の2法案は、平和憲法下のわ が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるもの であり、とうてい認めることはできない。 国家間の紛争を戦争にしないために、徹底した平和的な外交戦略が今ほど求められているときはない。よって、以下のことを強く求めるものである。

1 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、2法案の制定を断念すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2015年 月 日 久 喜 市 議 会

意見第6号

労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年6月18日

提出者 久喜市議会議員 川 辺 美 信

賛成者 久喜市議会議員

 杉
 野
 修

 田
 中
 勝

久喜市議会議長 井上忠昭 様

労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書

政府は成長戦略の名のもと、労働者保護ルールの改悪を打ち出しています。派遣労働の大幅な拡大、労働時間や解雇の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かす内容です。

労働者派遣法改正案は、「臨時的・一時的な業務に限定」し「常用雇用の代替をしてはならない」という派遣労働の大原則を取り払い、「派遣期間上限3年」を外して「無期限」に派遣労働者を使い続けられるようにするものです。増え続ける派遣労働者の正社員への道を閉ざし、不安定雇用のまま"生涯ハケン"を押しつけることになりかねません。

労働基準法改正案の一番の問題点は、労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規定等を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」(特定高度専門業務・成果型労働制)の創設です。労働時間制度は、労働者を守る最低限のルールであり、すでに、労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者については裁量労働制が導入されています。長時間過密労働が蔓延し、過労死・過労自殺が後を絶たない現状において、さらに、これらを助長しかねない労働時間規制を適用除外する新制度や裁量労働制の拡大は認めることができません。

労働者派遣法改正案は国会で二度も廃案になりました。また、今回の労働時間規制を 適用除外する新制度は、「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」との批判にさらされ、 法案提出ができなかった「ホワイトカラー・エグゼンプション」と同じものです。

よって、政府に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望します。

- 1 労働者派遣法改正案を撤回すること。欧州連合(EU)型の均等待遇原則を参考に、派遣労働者と正規労働者の間の均等待遇の確保を推進すること。
- 2 労働基準法改正案を撤回すること。労働時間(時間外労働)の上限規制や勤務間インターバル規制(24時間につき最低連続11時間の休息期間を確保する規制)等を 導入して、長時間労働を抑制し不払い残業を根絶すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久 喜 市 議 会

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣厚生労働大臣